

「MYヘルス倶楽部」会員規約

一般財団法人明治安田健康開発財団（以下、当財団）は、MYヘルス倶楽部（以下「当会」）の入会・利用等に関し以下のとおり会員規約（以下「本規約」）を定めます。

（名称）

第1条 当会の名称は、「MYヘルス倶楽部」とします。

（目的）

第2条 当会は、当会会員の「健康づくり」を支え、疾病の予防、早期発見・早期治療、健康寿命の延伸に寄与することを目的とします。

（会員サービスの内容）

第3条 会員が人間ドックをより身近なものとして、勤務先を退職され、会社や健康保険組合等からの費用補助がなくなって以降も継続して受診いただくために、明治安田新宿健診センター（以下、「当健診センター」）において、人間ドックを会員価格にて受診いただくこととします。

2. 当財団は、会員が会員サービスを私的以外の目的で利用すること、および会員サービスを用いて第三者から利益を得ることを禁止し、会員がこれらの行為を行なった場合、またはその恐れがあると当財団が判断した場合、強制退会等の適切な処置を講じることができるものとします。

（会員）

第4条 当会の会員は、本規約を承諾のうえ、当財団が定める入会申込書を提出し、当財団が入会を承諾した者となります。

（反社会的勢力排除）

第5条 会員は入会にあたり、自らが暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴排法」という）第2条第2号に規定する暴力団をいう）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員）、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団その他暴力、威力、詐欺的手法を用いて暴力的不法行為等（同条第1号に規定する行為）を常習的に行なう、または自らの目的を達成することを常習とする集団または個人（以下併せて「反社会的勢力」）に該当しないことを表明し、保証するものとします。

（会員資格）

第6条 当会に入会しようとする者は、原則として、以下の条件をすべて満たしている者となります。

- (1) 満60歳以上であること
- (2) 当健診センターにて受診歴があること
- (3) 当健診センターと契約のある健康保険組合、共済組合、企業、団体等に属さない個人であること
- (4) 加入している健康保険組合、共済組合、企業、団体等から人間ドック受診費用の補助を得ていないこと
- (5) 当財団が実施する、健康に関する研究や調査モニター、新規導入する検査に対するアンケート等にご協力いただけること

（入会費・年会費）

第7条 入会費・年会費は無料とします。

（退会）

第8条 会員は、退会届を提出し任意に退会することができます。

2. 会員資格を喪失した場合は、その時点で退会とします。
3. 直近受診日から5年経過した時点で、次の受診予約がない場合は退会したものとみなします。

（マイナ保険証の提示）

第9条 当財団は、本規約に基づく会員資格を確認するため、人間ドック受診当日に毎回、マイナ保険証または資格確認書等の提示を求めるとします。

（利用料金の支払い）

第10条 会員は受診当日、受付窓口にて、現金またはクレジットカードで利用料金を支払うこととします。原則として、後日支払いとなるような請求書の発行等は行なわないものとします。

(規約の変更)

第 11 条 当財団は、本規約を変更する場合、会員に通知または当財団ウェブサイト等で告知するものとします。

(個人情報の取扱い)

第 12 条 当財団は、当財団が別に定める「個人情報の保護に関する方針」に従い、個人情報の収集および情報の利用について、適切に管理・運営を行ないます。

2026 年 2 月 26 日 改正